

第3部 千葉県保健医療計画の一部改定

1 基準病床数

- 「千葉県保健医療計画」(平成23年4月策定、平成25年5月一部改定)第1編第3章第3節(43ページから44ページまで)については、以下のとおりとします。

第3節 基準病床数

1 基準病床数の意義

基準病床数は、医療法第30条の4第2項第14号の規定に基づき、二次保健医療圏の区域における療養病床及び病院の一般病床、並びに県全域における病院の精神病床、結核病床及び感染症病床について定めるものです。

この計画により定めた基準病床数は、圏域内における病床の整備の目標であるとともに、圏域内の適正配置を促進し、各圏域の医療水準の向上を図るために設定するものです。

2 基準病床数

(1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数

二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数を医療法施行規則第30条の30に規定する算定方法等により次表のとおり定めます。

保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足病床数 B-A
千葉	7,629	7,495	▲ 134
東葛南部	11,403	10,876	▲ 527
東葛北部	9,999	9,366	▲ 633
印旛	5,251	5,679	428
香取海匠	2,731	3,209	478
山武長生夷隅	3,203	3,603	400
安房	1,577	2,022	445
君津	2,029	2,472	443
市原	2,077	2,135	58
計	45,899	46,857	958

注 既存病床数は、平成28年1月1日現在の開設許可病床数に、集中強化治療室等の病床について医療法施行規則第30条の33に規定する標準により所要の補正を行ったものに、平成27年度までに配分した病床を加えたものです。

また、有床診療所の一般病床については、医療施行規則第1条の14第7項第1号又は第3号に該当する場合は、届出により設置することができます。届出により一般病床を設置した（又は設置予定）診療所の名称について、県ホームページで確認できます。

(2) 県全域における精神病床数、結核病床数及び感染症病床数

県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床数を医療法施行規則第30条の30に規定する算定方法等により次表のとおり定めます。

	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足病床数 B-A
精神病床	12,052	12,680	628
結核病床	64	130	66
感染症病床	60	58	▲ 2

注 既存病床数は、平成28年1月1日現在の開設許可病床数に、集中強化治療室等の病床について医療法施行規則第30条の33に規定する標準により所要の補正を行ったものに、平成27年度までに配分した病床を加えたものです。